

る。

- 2 訴訟参加人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができるものとする。

第12 (尋問及び質問)

- 1 訴訟参加人は、証人、鑑定人に尋問し、被告人に質問することができるものとする。
- 2 被告人は、訴訟参加人に質問することができるものとする。

第13 (宣誓免除)

裁判所は、訴訟参加人に対する質問について、宣誓を免除することができるものとする。

第14 (忌避)

訴訟参加人は、不公平な裁判をする虞のある裁判官を忌避することができるものとする。

第15 (意見陳述)

訴訟参加人は、証拠調べが終わった後に、事実の整理、証拠の評価、法律の適用及び心情その他について意見を陳述することができるものとする。

第16 (判決)

裁判所は、判決において訴訟参加人が設定した訴因を排斥する場合は、その理由を示すものとする。

第17 (上訴)

- 1 訴訟参加人は、無罪判決に対して、上訴することができるものとする。
- 2 訴訟参加人は、訴訟参加人が設定した訴因の判決に対して、上訴することができるものとする。

第18 (補佐人)

- 1 訴訟参加人は、弁護士を補佐人として選任することができるものとする。
- 2 訴訟参加人が、経済的事情その他の理由により補佐人を選任できないときは、国費で補佐人を選任することができるものとする。

訴訟参加制度案要綱 趣旨説明

第1 (目的)

この制度は、犯罪被害者が当事者として刑事手続に参加することにより、犯罪被害者の権利と尊厳を守り、刑事手続の公正を図ることを目的とするものとする。

□ 趣旨説明

わが国の刑事司法は、犯罪を法秩序の違反者である被疑者、被告人とこれに対して刑罰権を行使する国家との関係としてのみから捉え、犯罪被害者を刑事手続から排除して何の権利も与えていない。

そのため、犯罪被害者は、事件の当事者であり最大の利害関係人であるにもかかわらず、捜査、裁判の単なる『証拠品』として扱われ、その尊厳は置き去りにされてきた。「捜査や公訴提起は、社会秩序維持という公益を図るためにおこなわれるもので、犯罪被害者の利益を目的とするものではなく、犯罪被害者は反射的利益を受けるにすぎない」という最高裁判決が端的にこれをあらわしている。いわゆる犯罪被害者保護2法も、この本質を変えるものではない。

近時国民の権利意識の向上に伴い、被害者を抜きにして裁判をおこない、その結果だけを一方的に押しつける司法に対する反発、不信が、犯罪被害者のみならず国民の間で高まってきた。刑事司法は公益のためだけではなく、犯罪被害者の利益のためにも存在しなければならない。

被害者が、事件の真相を知り、名誉と失われた尊厳を回復し、適正な刑罰の実現と、公正な裁判を求めて刑事司法に参加することは当然の権利であるといわなければならない。

そこで、犯罪被害者が当事者として刑事手続に参加し、被告人と同様の権利を行使し、更に検察官から独立して訴因を設定できるようにするため、この要綱を策定した。

訴訟参加は適正手続の保障のためにも必要である。

当事者主義構造をとる刑事手続のもとでは、被害者は訴訟に参加できないという見解がある。しかし、当事者主義は主張及び立証を当事者がおこなうのであるが、その当事者が国（検察官）と被告人に限られなければならない理由はない。被害者がもう一人の当事者として訴訟に参加することは可能であり、これをもって当事者主義でなくなるということはできない。被害者が参加しても審判対象の基本的事実は変わらないから、被告人の防御権に制約を加えることにはならないからである。

また、被害者の参加によって手続が混乱し、応報的になり、厳罰化するとの批

判が当たらないことは、ドイツ、フランスその他で立証済みである。

さらに、被告人だけでなく、被害者の声に耳を傾けることは、真実の発見にも役立つのである。

第2 (訴訟参加)

- 1 長期5年以上の刑に当たる犯罪により、生命、身体に害を受けた被害者、又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合において当該被害者と一定の親族関係にある者（以下「被害者等」という。）は、訴訟参加人として刑事手続に参加することができるものとする。
- 2 前項の親族関係にある者は次のとおりとする。
 - ① 被害者の配偶者及び2親等内の血族
 - ② 被害者の配偶者及び2親等内の血族が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合においては、被害者の1親等内の姻族
 - ③ 被害者が未成年者の場合においては、その法定代理人

□ 趣旨説明

[第1項について]

訴訟参加は、裁判所に対する申立てによっておこなうものとし、申立人の資格を定めたものである。これをあまりに広げると煩雑になり、狭めすぎると被害者等の願いを不当に制限することになる。

ドイツでは罪名によって参加資格を決めている。しかし、この要綱は、生命、身体を傷つけられた者が最も刑事裁判に強い関心を持つことを考慮し、長期5年以上の刑に当たる犯罪の被害者等に参加申立資格を与えることとした。

刑法のなかから長期5年以上の刑に当たる罪名をあげれば、別紙（訴訟参加を認める罪名）のようになる。しかし、例えば加重逃走、逃走援助の罪は国家法益に関する罪であり、暴行、脅迫を受けた公務員が訴訟参加する必要があるのかという議論や、同意墮胎致死傷、業務上墮胎、業務上墮胎致死傷、同意殺人などは被害者の承諾があるので、参加の必要があるかなどの議論が出た。後者の議論に関しては、同意の有無が問題となるので、訴訟参加を認める必要があるという意見があった。

特別法のなかにも参加資格のある罪名があることは当然である。

[第2項について]

参加申立ては被害者がするのが原則であるが、被害者が死亡した場合や心身に重大な故障（意識不明や高度脳機能障害など）がある場合は、配偶者及び2親等内の血族（両親、祖父母、子供、孫、兄弟）や1親等内の姻族（配偶者の両親）まで範囲を広げることとした。親族間の心情を考慮したものである。

第3 (訴訟参加申立ての時期)

訴訟参加申立ての時期は、公訴提起後判決確定の前までとする。

□ 趣旨説明

訴訟参加申立ての時期を明確にしたものである。

公訴提起後、判決確定の前ならいつでも申立てをすることができることにした。

第4 (訴訟参加の裁判)

- 1 裁判所は、訴訟参加の申立てがあったときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、参加により訴訟が著しく遅延するなど正当な理由がある場合を除いて、速やかに参加を許可する決定をするものとする。
- 2 訴訟参加の申立人が著しく多数にわたるときは、代表者選定等の条件を付することができるものとする。
- 3 訴訟参加の申立てが、第1回公判期日前におこなわれたときは事件の係属していない裁判所が、第1回公判期日後におこなわれたときは事件の係属している裁判所が、決定をおこなうものとする。
- 4 訴訟参加を許可しない決定には、理由を付するものとする。
- 5 訴訟参加申立人は、参加を許可しない決定に対して、不服を申し立てることができるものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

訴訟参加の申立てがあったとき、参加資格の有無、範囲を調査する必要がある。そこで訴訟参加は、申立てだけでは足りず、裁判所の許可にかからしめることとしたのである。

しかし、訴訟参加は被害者等の権利であるから、参加申立てがあったときは、裁判所は第2記載の形式的要件を備えている限り、速やかに許可しなければならないと定めた。

ただし、参加によって訴訟が著しく遅延したり、参加人が暴力団関係者等であって被告人が畏怖して防御権を行使できなくなるおそれがあるなど正当な理由があるときは、許可しないことができるようにした。

[第2項について]

被告人が多数いて、訴訟参加申立人も多数になる場合であっても、参加を拒否することはできない。しかし、審理に支障をきたすほど訴訟参加人が多数になるような場合は、代表者の選定等の条件を付することができるものとした。